

令和4年度税制改正に伴う法人事業税の税率等の改正について

令和4年度税制改正において地方税法が改正され、令和4年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税の税率等について、主に以下2点の改正が行われました。

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（外形標準課税法人）の所得割について、所得区分に応じた税率を見直すこととされました。
- ・ ガス供給業のうち、特定ガス供給業に係る課税方式を見直し、税率を改めることとされました。

東京都は、上記2点の改正を踏まえ、法人事業税の税率を以下のとおり改正しました。

なお、本改正を盛り込んだ「東京都都税条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第65号）」については、令和4年3月31日に公布しました。

【1 外形標準課税法人に対する所得割の税率の見直し】

令和4年4月1日以後開始する事業年度に適用

事業の区分 (地方税法 第72条の2 第1項各号)	法人の 種類	事業税の区分		改正後		改正前	
				令和4年4月1日以後 に開始する事業年度		令和4年3月31日まで に開始する事業年度	
				(標準税率)	超過税率	(標準税率)	超過税率
1号	外形標準 課税法人 <sup>※1</sup>	所得 割	適 年400万円以下の所得 用 減 年400万円を超え 法 税 年800万円以下の所得 人 率 年800万円を超える所得	(1.0) <sup>※2,3</sup>	1.18 <sup>※3</sup>	(0.4) <sup>※2</sup>	0.495
			軽減税率不適用法人			(1.0) <sup>※2</sup>	1.18
			付加価値割			—	1.26
		資本割	—	0.525	—	0.525	

※1 外形標準課税法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く。）を指します。

※2 ( )内の標準税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額の計算に用います。

※3 本改正前は外形標準課税法人の場合も軽減税率を適用する場合がありますでしたが、本改正により、外形標準課税法人については軽減税率の適用対象外となりました。

【2 特定ガス供給業に係る収入金額課税の見直し】

令和4年4月1日以後開始する事業年度に適用

事業の区分 (地方税法第72条の2 第1項各号)	事業税の区分	改正後		改正前	
		令和4年4月1日以後 に開始する事業年度		令和4年3月31日まで に開始する事業年度	
		(標準税率)	超過税率	標準税率	超過税率
4号 〔特定ガス 供給業〕	収入割	(0.48) <sup>※</sup>	0.519	1.0	1.065
	付加価値割	—	0.8085		
	資本割	—	0.336		

※( )内の標準税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人収入割額の計算に用います。